

第3編 分野別計画

基本目標 1 安全に安心して住み続けられるために【防災, 防犯】

1-1 日頃から災害に備え、互いに助け合うまち【防災】

施策01 災害に強いまちづくり

目的	対象	市内にいるすべての人, 市内全域
	意図	災害から身を守る, 災害に強いまちになる

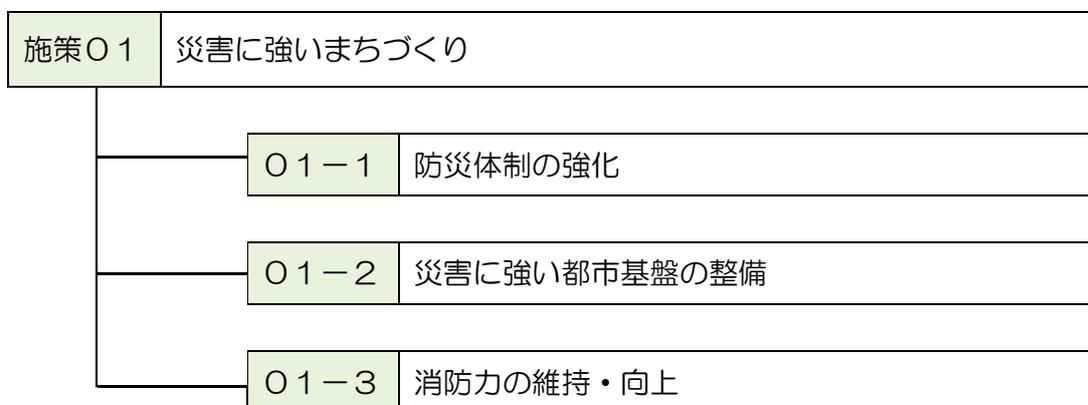
✚ 施策の方向

市民が安全に安心して住み続けられるまちを目指して、一人一人が平常時から地域における災害時のリスクを意識しながら、共に助け合えるようにするため、過去の災害の経験を生かした減災対策の充実、災害時の対応能力の強化及び復旧復興体制の整備について、自助・共助・公助の考えの下、個人、地域、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を推進します。

✚ 施策のポイント

- 過去の災害における経験や教訓を踏まえた防災・減災対策の強化
- 災害時に、まず自らの安全は自らが守る「自助」、地域・コミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合う「共助」の取組の推進による地域防災力の向上
- 女性・高齢者・障害者・乳幼児など共生社会への配慮や感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営、各家庭での日常備蓄の促進をはじめ、市の防災備蓄品配備の推進
- 災害時における実践的な協力関係の構築に向けた民間事業者や災害時相互応援協定締結自治体等との平常時からの交流・連携の推進
- フェーズフリーの考え方に基づく組織横断的な連携による防災・減災意識の醸成や備えの充実
- 延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路（特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路等）の機能確保、住宅の耐震化、下水道施設の耐震化によるなど防災都市づくりの推進
- 多様な主体との協働によるハード・ソフト両面からの総合的な治水対策の推進

✚ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 様々な自然災害から市民を守るため、調布市国土強靱化地域計画に基づく課題解決に向けた施策を着実に進め、更なる防災・減災の取組を進めていく必要があります。
- 地球温暖化等の気候変動の影響による大雨や暴風を伴う台風勢力の強大化や、短時間に狭い地域で発生する線状降水帯の発生など、激甚化・頻発化する気象災害への対応が求められています。令和元年台風第19号においては、市は市制施行以来初めてとなる避難勧告（令和3年5月の災害対策基本法の改正により、「避難勧告」は廃止され、現在は「避難指示」となっています。）を発令し、6,000人以上の方が避難所に避難するとともに、200件を超える家屋が浸水被害等を受けた経験や教訓を生かし、近隣市と連携した浸水対策を着実に実施する必要があります。
- 激甚化・頻発化する水害の状況を踏まえ、国が主導している河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」への転換と歩調を合わせ、多様な主体と協働し、ハード・ソフト両面からの総合的な治水対策を構築する必要があります。
- 公共施設の整備や民間の宅地開発などの排水設備接続協議の際に、雨水流出の抑制、河川の水質改善、地下水の涵養といった効果を期待できる雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を進めています。
- 過去の他自治体における大規模災害時の事例を踏まえると、公助の取組には限界があり、実際の救助活動や避難生活には自助・共助の取組が重要とされています。また、災害時に避難する際に支援が必要な方に対する地域と連携した支援体制の構築や、配慮を必要とする方への避難支援策の充実が求められています。そのため、災害時の避難行動について、市は事前の備えを始めとした自助の取組や、地域での防災活動など共助の取組による地域防災力の向上に資する取組を支援していく必要があります。
- 令和3年5月に改正された災害対策基本法において、支援の優先度が高い避難行動要支援者について、自治体が主体となり個別避難計画を作成することが努力義務とされたことを踏まえ、市は、組織横断的な連携の下、段階的に取組を進める必要があります。
- 各避難所においては、昨今の新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策や女性、高齢者、障害者などの共生社会の視点等に留意した地域との協働による運営体制の充実のほか、福祉避難所機能の充実について更なる関係機関との連携を図っていく必要があります。
- 令和4年5月に東京都が発表した首都直下地震等による新たな被害想定に基づく東京都地域防災計画の修正及び令和3年5月の災害対策基本法の改正等を踏まえ、市は火山災害への備えを含め、「調布市地域防災計画」を適宜時点修正し災害対応能力の強化につなげる必要があります。

《地域との協働訓練》



第3編 分野別計画

- 被害想定に対応した防災備蓄品の確保とともに、アレルギー対応や高齢者などの多様なニーズへの対応が求められているほか、自助の取組や共助による民間事業者や災害時相互応援協定締結自治体との更なる連携体制の構築や、自助、共助、公助のバランスを考慮した備蓄の適正化を推進する必要があります。
- 調布市国民保護計画に基づき、万が一、我が国が武力攻撃を受ける事態が発生した際に、迅速な対応が可能となるよう、市は、引き続き関係機関との連携を強化するとともに、緊急一時避難施設への避難など、市民が適時適切な行動がとれるよう周知啓発を図る必要があります。
- 震災時に救急・救命活動や物資の輸送等の緊急輸送道路としての機能を確保するため、市内の沿道建築物が地震により倒壊して、特定緊急輸送道路¹が閉塞することがないように、旧耐震基準²の沿道建築物の補強設計、耐震改修などを支援し、耐震化促進の取組を実施しています。
- 国の地震調査委員会では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの首都直下地震が70%程度の確率で発生するとの見解が示され、東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」において建物・交通インフラ被害等が想定されています。そのため、大地震に備え、耐震化・不燃などの予防対策を進めることが求められています。
- 災害時における輸送機能や延焼遮断機能を確保するため、都市計画道路などの都市基盤整備を進める必要があります。
- 仙川汚水中継ポンプ場について、老朽化・災害による機能不全リスクの解消、長期的な事業費の縮減及び脱炭素社会への貢献等に向け、ポンプによる圧送方式から下水道管路の新設による自然流下方式へ切り替えるため、自然流下化事業として下水道管路新設工事を進めています。
- 調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき、損傷を受けた場合の社会的影響が大きい管路を「重要な幹線等」と分類し、管径800mm未満の小口径管路の耐震診断を優先的に進めるとともに、中・大口径管路の耐震化について、老朽化対策等と合わせて行っていますが、改築・更新の対象外となった中・大口径管路や「重要な幹線等」以外の管路について、今後の実施方針を検討する必要があります。
- 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより、市民の生活環境を確保し、速やかな復興を推進していくことを目的として、災害廃棄物処理体制を検討する必要があります。
- 災害時の医療救護について、市内8病院と東京慈恵会医科大学附属第三病院で緊急医療救護所訓練を継続的に実施し、設置運営マニュアルを検証するとともに、災害時医療救護体制を構築していく必要があります。
- 災害時における情報伝達の重要性が益々高まる中、市ホームページや防災・安全情報メールをはじめ、防災行政無線、公式ツイッター、公式LINEアカウントなどの活用に加えて、自ら情報を取得することが困難な方に対する情報伝達が課題となっています。
- 災害時に重要な役割を果たしている消防団について、「地域・社会に貢献する調布市消防団の活動に感謝・応援するまち宣言（令和4年4月）」を踏まえた、安定的な消防団活動とともに対応能力の向上を図るため、消防団員の確保につながる環境整備や、消防団装備品や消防資機材の適切な更新に取り組んでいく必要があります。

¹ 震災時に避難や救急・消火活動、緊急物資輸送の大動脈となる幹線道路。

² 昭和56（1981）年6月1日に改正施行された建築基準法の耐震基準以前の耐震基準。

✦ 基本的取組の内容

〇1-1 防災体制の強化

◆自助・共助の取組の推進による地域の防災体制づくり

自助による防災対策の取組として、家具転倒防止対策やローリングストックを活用した備蓄の推進のほか、あらかじめの避難行動の準備となるマイ・タイムラインの作成など、市は、平常時からの防災意識の啓発に向けて更に取組を進めます。また、総合防災訓練をはじめ、市が実施する訓練や出前講座、防災フェア等を通じて市民一人一人の防災における自助意識を醸成するとともに、共に助け合う共助による地域の防災体制づくりの普及促進を図ります。併せて、地域に根差した防災活動の主体となる防災市民組織の支援や育成を図ります。

◆備蓄資機材の配備の推進及び活用による災害対応能力の向上

これまでの災害対応における経験をはじめ、女性や高齢者、障害者、乳幼児などへの配慮のほか、フェーズフリーの考え方やローリングストックの視点、民間事業者や災害時相互応援協定自治体との連携を踏まえた自助、共助、公助のバランスを考慮した備蓄品の配備や利活用を推進します。

◆災害時における配慮が必要な方への取組の強化

自身での避難が困難な高齢者、障害者、妊産婦、外国人等の配慮が必要な方への支援の充実及び適切な避難方法の周知に取り組みます。併せて、調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿を関係機関や協定締結に基づく地域組織へ提供するとともに、個別避難計画の作成を段階的に推進します。

◆災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備

東京都災害時受援応援計画を踏まえた対応を図るとともに、東京都災害情報システム（DIS）を活用した災害時における円滑な受援応援体制の構築を図ります。

◆関係機関等との連携体制強化

民間事業者等との連携による災害時協定を活用した物資調達及び人員体制の連携のほか、災害時の物資調達等を見据えた遠隔地や中距離圏域自治体との相互連携の構築を図るとともに、災害対応訓練を通じた連携を推進します。また、災害時における円滑な対応を実現するため、平常時からの関係機関等との交流や連携体制の強化を図ります。

◆避難所運営等の円滑な実施に向けた対策の推進

避難所運営については、女性や高齢者、障害者などの共生社会に配慮した対応を行うとともに、感染症対策に留意した適切な対応を図ることで円滑な実施に向けた対策を推進します。

◆災害時医療救護体制の充実

医師会等の医療関係団体との継続的な緊急医療救護所訓練を通じて、災害時における初動医療体制の充実を図ります。

◆災害時における情報伝達能力の向上

世代間の情報格差に留意した情報伝達手段の多重化、デジタルデバイド対策を推進するとともに、災害時避難所等の混雑状況をお知らせする避難所情報システムの充実をはじめ、災害時だけでなく、平常時から必要な情報を取得できるシステムの構築を検討します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
災害時の情報を入手することができる市民の割合	—	調査中	➔
市の訓練に参加または訓練を実施した防災市民組織の割合	—	60.0% (R3)	➔
ローリングストックの考えによる備蓄食料等を実践している市民の割合	—	調査中	➔

基本計画事業候補

事業名	地域防災力の向上	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する備えに関する意識醸成を図るため、利活用しやすい媒体での啓発を行います。 ・自治会や地区協議会、防災市民組織など、地域における多様な共助組織が訓練等を通じてそれぞれ有機的な連携を図ることにより災害対応能力の向上を図ります。 			

事業名	調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進	担当課	福祉総務課 高齢者支援室 障害福祉課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害時に安全に避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し、地域における災害時の支援体制の構築を推進します。 			

事業名	防災備蓄品の配備及び利活用	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に備え、フェーズフリーの考え方やローリングストックなどの利活用の視点を取り入れながら、調布市地域防災計画に基づく防災備蓄品の配備を推進します。 ・市による備蓄だけでなく、民間事業者や災害時相互応援協定自治体との連携を図るとともに、デジタル技術を活用した防災備蓄品の管理方法について検討します。 			

事業名	災害情報システム等の効果的な活用	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の迅速な情報伝達手段確保のため、無線機等の整備と維持管理を行います。 ・災害時において市民が適時適切な情報収集が可能となるよう、あらゆる世代に対応した情報発信手段の整備・活用に取り組みます。 ・災害時に備え、被災者生活再建支援システム等の維持管理を行うとともに、平常時においても活用可能な情報伝達ツールなど、必要に応じたシステムの整備を検討します。 			
事業名	小・中学校施設の整備【再掲】	担当課	教育総務課	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒数の増加に伴う不足教室対策等としての施設整備を実施します。 ・学校施設の計画的な建替えや長寿命化改修、維持保全等に取り組みます。 ・食物アレルギー対策のほか、ドライ化や空調設備の設置など計画的に給食室の改修を行います。 ・避難所機能の充実を図るための施設整備を行います。 			

01-2 災害に強い都市基盤の整備

◆総合的な浸水対策の推進

狛江市と連携し、令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた対策を進めます。また、浸水対策のマスタープランとなる雨水管理に関する総合的な計画の策定を通して、市内全域を対象とした総合的な治水対策に向けて取り組みます。

◆緊急輸送道路の沿道建築物耐震化の促進

震災時における復旧・復興の輸送経路となる緊急輸送道路全体で通行機能確保を行う必要があるため、特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路を含めた緊急輸送道路に面した沿道建築物の耐震化を促進します。

◆骨格となる都市基盤の整備

市街地の延焼を防止し、避難路や消防活動等の救援・救護活動の空間ともなる延焼遮断機能を確保するとともに、震災時における輸送機能に加え、復旧・復興のために骨格となる都市計画道路など都市基盤整備を推進します。

◆下水道管路の耐震化

調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき、引き続き小口径管路の耐震診断に取り組みます。あわせて、老朽化・劣化対策における中・大口径管路の改築・更新と合わせた管路の耐震化を図るとともに、改築・更新の対象外となった中・大口径管路や重要な幹線等以外の管路について、今後の実施方針を検討し、策定します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
緊急輸送道路の沿道建築物(補助対象建築物)の耐震化率	40.8% (H29)	47.9% (R3)	

基本計画事業候補

事業名	緊急輸送道路沿道建築物耐震化の促進	担当課	住宅課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 震災時に救急・救命活動や支援物資の輸送等，緊急輸送道路としての機能を確保するため，東京都耐震改修促進計画で定める特定緊急輸送道路並びに一般緊急輸送道路の沿道建築物のうち，倒壊する危険性が高く，倒壊した場合に道路を閉塞する可能性が高い建築物の耐震化を図ります。 			
事業名	下水道施設の浸水・地震対策の推進	担当課	下水道課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 狛江市と連携し，令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた対策を進めます。 浸水対策のマスタープランとなる雨水管理に関する総合的な計画の策定を通して，市内全域を対象とした浸水対策に向け，取り組みます。 調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき，下水道管路の耐震診断等を継続するとともに，今後の実施方針を策定します。 			
事業名	下水道施設の老朽化・劣化対策の推進【再掲】	担当課	下水道課	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 調布市下水道ビジョンに基づき，計画的・効率的な予防保全型の維持管理を進めます。 管路の維持管理業務への包括的民間委託の導入を検討・推進します。 			

01-3 消防力の維持・向上

◆消防団の円滑な運営と対応能力の向上

地域・社会に貢献する消防団の円滑な運営を図るため，消防団員の確保につながる活動環境の改善に取り組むとともに，消防団装備品等の計画的な充実を図ります。また，消防団の地域・社会貢献活動の認知度を高めるため，若年層をはじめとした地域の方への広報活動等を実施します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
新規入団者の入団から5年後の定着率	—	調査中	

基本計画事業候補

事業名	消防団の災害対応能力の向上	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	<p>・「地域・社会に貢献する調布市消防団の活動に感謝・応援するまち宣言」を踏まえ、団員の活動環境整備に取り組むとともに、施設の改善、装備品の充実や団員確保策を講じることにより、消防団の災害対応能力の維持・向上を図ります。</p>			



施策の推進，成果向上の視点に関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- ODIS等の災害情報システム等を活用した災害時における情報共有体制の構築
- デジタル技術を活用した災害発生時における避難所情報の可視化を含む情報発信手段の多重化（デジタルデバイド対策を含む）

共創のまちづくり

- 女性・高齢者・障害者・乳幼児への対応をはじめ、共生社会に配慮した地域との協働の避難所開設・運営訓練の実施
- 地域に根差した防災活動の主体となる防災市民組織の支援育成
- 地域の多様な主体と連携した避難行動要支援者への支援体制の確保
- 市民への災害時の情報伝達
- 企業を含む協定団体等との連携による災害対応能力の強化

脱炭素社会の実現

- ローリングストックの視点を踏まえた備蓄品におけるフードロス対策の推進
- 災害時にも活用可能な電気自動車の導入による排気ガスの削減

フェーズフリー

- フェーズフリーの視点を踏まえた平常時に利用している施設や物品について災害時における利活用
- 民間事業者や災害時相互協定自治体との連携を踏まえた防災備蓄品の効率的な配備

第3編 分野別計画

1-2 みんなが協力して、犯罪を未然に防ぐまち【防犯】

施策02 防犯対策・消費者安全対策の推進

目的	対象	市内にいるすべての人
	意図	安心して生活できる安全な環境をつくる 安全で安心な消費生活をおくることができる

✚ 施策の方向

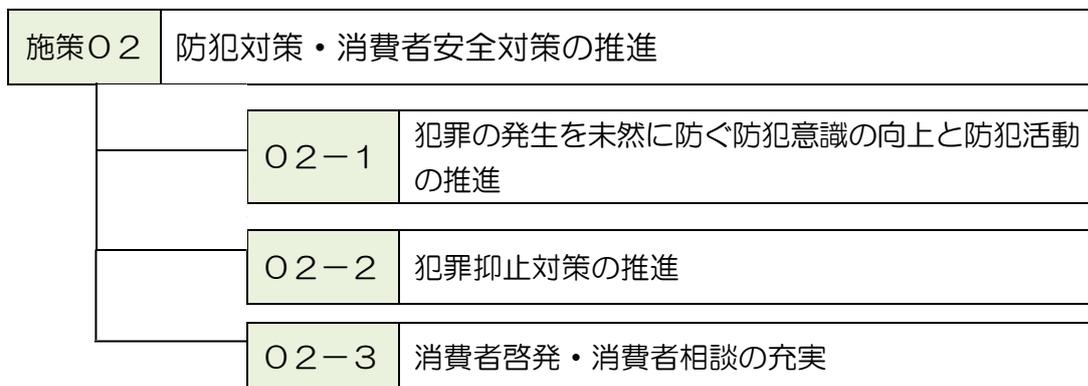
市民一人一人が地域ぐるみで犯罪の発生を防止するための身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯行動の促進、地域ボランティアによる防犯活動の促進、市民、地域、事業者、警察、行政の連携による防犯体制を維持することにより、市民が安心して生活することができる犯罪のないまちづくりを目指します。

市民が、自らの自覚と判断により巧妙化する消費者トラブルから身を守り、安心して生活できるよう、消費者に向けた啓発の充実を図るとともに、消費者トラブルに巻き込まれた市民への適切な対応ができるよう消費生活相談員のスキルアップや相談体制の更なる充実を図ります。

✚ 施策のポイント

- 地域ぐるみでの犯罪の未然防止活動の展開
- 市民一人一人の防犯意識の向上や自主防犯活動の促進
- 特殊詐欺の被害防止に向けた各種対策の推進
- 市民、事業者、警察、行政の連携による防犯体制づくりの推進
- 防犯カメラ等の防犯設備を有効活用した防犯環境の整備
- 教育機関との連携による防犯教育の推進や青少年・若者への消費者教育の強化
- 消費者被害の未然防止と拡大防止
- 若者から高齢者まで幅広い世代に向けた、多様な主体と連携した消費者教育の推進
- 消費者トラブルの早期発見と解決に向けた適切な支援

✚ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 警察庁の「令和4年版警察白書」によると、刑法犯認知件数¹の総数が減少する一方で、令和3年中の特殊詐欺²の被害額は前年度より僅かに減少したものの、認知件数は増加し、犯行手口の傾向が変化しながら高齢者を中心に多額の被害が発生しています。
- 市内における刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、万引きや空き巣、自転車盗など身近で発生する犯罪は、未だ多い状況にあり、市民、地域、警察、行政が連携して対策を進める必要があります。
- 市は、「調布市防災・安全情報メール」により、調布警察署からの情報を基に、犯罪発生情報や犯罪手口情報、防犯対策情報を市民へ配信しており、市民の防犯意識の向上につなげています。
- 防犯ボランティア団体や車両に青色回転灯を装備して防犯パトロールをしている青色防犯パトロール団体への支援のほか、街頭犯罪を抑止するために設置した鉄道駅周辺及び通学路等における街頭防犯カメラの運用や、商店街・町会・自治会等が行う街頭防犯カメラなど防犯設備整備事業に対する整備費用の一部補助などを通して、地域ぐるみの防犯活動を推進していく必要があります。
- 特殊詐欺対策として、65歳以上の高齢者を対象に自動通話録音機の無料貸出を実施しています。今後様々な機会を捉え、普及促進を図るとともに、巧妙化する手口に対応した更なる有効な対策についても検討していく必要があります。



- 今後、高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化等を背景に、市においても子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれるリスクが高まっていくことが懸念されることから、犯罪が発生しにくいまちづくりを目指し、関係機関や地域団体と連携し、官民一体となった防犯対策を推進する必要があります。
- 特殊詐欺を始めとする市民の身近で発生する犯罪を防止するため、子どもから高齢者まで市民一人一人の防犯意識の向上や、ライフステージに応じた段階的かつ体系的な防犯教育を推進するとともに、防犯ボランティア団体をはじめとする関係機関との緊密な連携・協働のもと、ハード・ソフトの両面から地域防犯力の強化を図る必要があります。
- 平成24年12月に消費者教育推進法が施行され、地方公共団体が消費者の自立を支援するための取組が義務付けられました。また、令和4年4月に施行された民法の一部改正により、成年年齢が引き下げられたことに伴い、教育機関等との連携を図りながら、若者への消費者教育の更なる推進を図ることが必要となっています。
- 全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談は減少傾向にありますが、様々な生活に関する不安につけ込んだ高齢者の消費者トラブルは増加しています。また、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、インターネット取引に係る消費者トラブルが各年代ともに相談内容の上位となっています。
- 市報への定期的なコラム掲載や調布エフエムなどを活用した情報発信、幅広い世代に向けた出前講座の

¹ 警察において発生を認知した事件の数。

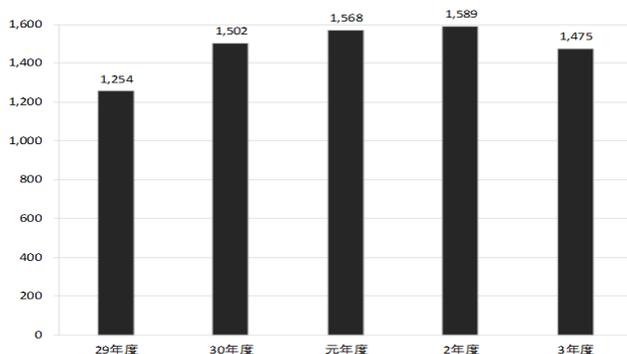
² 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪。

第3編 分野別計画

実施、消費者トラブルを未然に防ぐための冊子「生活ひとくちメモ」の配布など、様々な媒体や手法を活用して、被害防止に向けた啓発事業に取り組んでいます。

- 平成26年6月の消費者安全法の改正に伴い、平成28年4月に調布市消費生活センター条例を施行し、専門の相談員を配置した消費生活センターにおいて、消費者トラブルに巻き込まれた市民の相談に応じる中で、問題解決に向けた必要な支援につなげることができるよう、関係機関等との連携を図りながら、相談体制の充実を図っています。

《消費者相談件数・自主交渉率の推移》



調布市消費者啓発用キャラクター
消費者教育推進大使
チー坊



- 消費者トラブルの未然防止や被害の拡大防止を図るため、多様な主体と連携し、若者から高齢者まで、消費生活における各年代の特性に応じた消費者教育や啓発に取り組むとともに、地域の見守り体制や各種相談窓口との連携など、誰もが気軽に相談でき、適切な支援につなげることのできる環境を整備していく必要があります。
- 感染症や災害に便乗した詐欺的な悪質商法など新たな手口による被害が想定されることから、引き続き多様な主体と連携し、適時適切な消費生活情報の発信や啓発に取り組む必要があります。

✚ 基本的取組の内容

02-1 犯罪の発生を未然に防ぐ防犯意識の向上と防犯活動の推進

◆市民一人一人の防犯意識の向上

犯罪に関する情報を、市報や市ホームページ等の各種広報媒体を通じて発信するとともに、出前講座等を活用し、防犯意識の向上を図ります。また、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害防止に向けて、調布警察署及び関係機関と連携した広報啓発活動や自動通話録音機の貸出し等を実施します。

◆地域防犯活動への支援

防犯パトロール支援用品の貸与をはじめ、各種キャンペーンやパトロールの際に防犯意識啓発グッズの配布などを通して、防犯活動の推進や防犯意識の向上を図ります。また、地域での活動に関する周知や活動のサポートを行うとともに、ボランティア等の支援をしていきます。

◆防犯教育の推進

小・中学校のセーフティ教室を実施することで、不審者対応やSNSが起因となった問題について、児童・生徒及び家庭へ注意喚起し、子どもたちが身近な危険から回避できるよう防犯意識の向上を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
特殊詐欺被害防止のため 何らかの対策をしている	—	調査中	

基本計画事業候補

事業名	地域での防犯活動の支援	担当課	総合防災安全課
事業の概要	・市民一人一人の防犯意識を高めるため、啓発用品の配付や防犯パトロール支援用品の貸与等により、安全・安心なまちづくりを推進します。		

02-2 犯罪抑止対策の推進

◆犯罪が発生しにくいまちへの環境づくり

市民が犯罪にあわないための犯罪抑止対策として、各小学校の通学路や警戒を要するエリアなどを巡回する安全・安心パトロールを実施するほか、自治会、商店街等による防犯カメラの設置促進を継続するとともに、市が設置・管理する街頭防犯カメラの計画的な運用と併せて、市内の地域における防犯カメラの充足状況を踏まえながら対策を推進します。

◆市民の財産を狙う特殊詐欺対策の推進

巧妙な手口で市民の財産を狙う特殊詐欺被害対策として、防犯意識の向上の取組と併せて、自動通話録音機の貸出事業など特殊詐欺被害防止のための取組を、創意工夫のうえ、推進するとともに、調布警察署や関係団体と連携した啓発活動に取り組み、様々な機会を通じて取組の周知を行うなど、特殊詐欺被害の防止につなげます。このほか、巧妙化する手口に対応した更なる有効な対策についても関係機関と連携のうえ引き続き検討します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市内刑法犯認知件数(暦年)	1,721件 (H30)	984件 (R3)	
街頭防犯カメラの設置・維持管理・運用等補助団体数	—	12団体 (R4)	

基本計画事業候補

事業名	犯罪抑止対策の推進	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 各小学校の通学路や警戒を要するエリアを巡回する安全・安心パトロールのほか、市内の防犯カメラの充足状況を踏まえた取組を推進することで、犯罪抑止効果を高めます。 自動通話録音機の貸出事業のほか、特殊詐欺被害防止に効果がある各種取組を検討し被害の未然防止に努めます。 関係機関と連携し、日常生活における防犯対策、特殊詐欺被害防止対策に関する防犯講話を実施します。 			

02-3 消費者啓発・消費者相談の充実

◆市民生活に役立つ消費者情報の提供

商品やサービス、販売方法が多様化する中、消費生活上のトラブルを未然に防止するため、消費者の年齢や生活環境の違いにも対応できるよう、様々な媒体を活用した迅速で正確な消費者情報の提供を行います。



<生活ひとくちメモ>

◆多様な主体と連携した消費者教育の充実

若者から高齢者まで、自主的に合理的な消費行動をとることができるよう、学校や地域活動団体等と連携し、生涯を通じた消費者教育の充実を図ります。

◆誰もが安心して相談しやすい環境の整備

消費生活相談に従事する消費生活相談員のスキルの向上を図るとともに、消費生活センターを広く周知し、誰もが安心して相談できる環境を整備します。また、消費者問題の解決のほか、多重債務などの社会的支援を必要とする市民へ必要な支援に適切につなげられるよう、関係機関や消費生活センターを含む各種相談窓口、市民団体等の多様な主体との連携を強化します。

◆消費者トラブルの早期発見と解決に向けた適切な支援

消費者トラブルの未然防止や被害の拡大防止を図るため、教育機関や高齢者の見守り体制等との連携により、若者から高齢者まで幅広く、地域において消費者トラブルの早期発見や解決に向けた適切な支援につなげることができる体制の充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
消費者啓発事業への参加者数	4,670人 (H29)	860人 (R3)	↑
消費者相談における自主交渉率(※)	78.1% (H29)	79.6% (R3)	↑

※自主交渉率

消費生活センターにおける相談件数のうち、相談員のアドバイスにより相談者自ら解決に取り組むこととなった件数の割合

基本計画事業候補

事業名	消費啓発・相談事業	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・若者から高齢者まで幅広い年代へ向けた消費者教育を推進するため、多様な主体と連携し、消費生活に役立つ情報発信や、消費者トラブルを未然に防止するための啓発事業などを実施します。 ・消費者トラブルの相談に対応する消費生活センターの運営や周知を行うとともに、関係機関等と連携し消費者トラブルの解決に取り組みます。 		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- 防災・安全情報メールによる即時性のある犯罪発生情報や防災対策情報の発信
- AI技術を活用したシステムの検討など、防犯対策を推進

共創のまちづくり

- 警察署や関係各所と連携した防犯キャンペーン等の実施
- 市民、地域、事業者、警察、行政の連携による防犯体制づくりの推進
- 特殊詐欺被害の未然防止
- 多様な主体と連携した消費者トラブルの未然防止・被害の拡大防止

脱炭素社会の実現

- 安全・安心パトロールで使用する自動車の環境配慮型車両の使用促進

フェーズフリー

- フェーズフリーの視点を踏まえた防犯対策グッズや青色防犯パトロール車両等の災害時の有効活用